

提 案・要 望 書

平成 29 年 1 月 24 日

津 商 工 会 議 所

平成 29年 1月 24日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津 商 工 会 議 所
会 頭 岡 本 直 之

津市におかれましては、風格ある県都津市の実現に向け、市民の皆さんや経済界との対話や連携を積極的に行われ、きめ細かな行政サービスの提供と気配りができる市政運営を進められていることに深く敬意を表するものであります。

平成27年度（平成28年1月22日）の提案要望事項では、中間前払い制度に係る工期の撤廃、地元事業者への優先発注の更なる対応、三重県リサイクル認定製品の使用など入札条件の見直し、狭あい道路やすみ切り部分への助成金・報償金制度の実施、津駅北側大谷踏切の早期着工に向けた取組や、警察署・三重県等への積極的な働きかけによる交通渋滞緩和や交通安全対策の推進、職務経験者U I J ターン促進奨励金制度等雇用促進に向けた取組など、厳しい財政状況の中、着実に取り組んでいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きの循環が働くもとで、緩やかな回復が続いているといわれています。しかし、地域中小企業者、小規模事業所等においては厳しい状況が続いており、当会議所の会員数も、経営の合理化、廃業等により、残念ながら減少傾向にあります。

このような中、当会議所も「誰からも選ばれる街づくりの推進」「定住・交流人口の増加」「社会貢献活動の推進」をテーマに、会員企業の協力による津波避難ビルへの登録、「津まつり」への支援や「ふるさと読本、知っておきたい津」の作成、従来の経営相談に加え、昨年国より認定を頂きました「経営発達支援計画」に基づく小規模事業者への伴走型の支援など事業を展開してまいりました。

今後も、住みやすく、働きやすい、そして安全・安心な街づくりのため『お役に立つ、そして寄り添い共に行動する商工会議所』として着実な成果を挙げてまいりたいと考えています。

また、少子高齢化が進展し、人口が減少していく社会においては、地域が一体となった地方創生への取組が欠かせないことから、津市とは、これまで以上に連携を深め、市と会議所が両輪となって津市の発展に努めてまいる所存でありますので、以下の諸点について提案要望するとともに、その実現について格段の御配慮をお願い申し上げます。

I 中小企業者・小規模事業者への支援事業の推進

1 「みえ経営向上支援資金※1」及び「創業・再挑戦アシスト資金※2」の保証料補給について（新規）

平成26年6月に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部が改正され、商工会議所が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画（経営発達支援計画）を経済産業大臣が認定する仕組みが導入されました。

また、三重県中小企業・小規模企業振興条例が平成26年4月1日から施行され、その中で「三重県版経営向上計画」の認定制度が創設されました。

当会議所では、平成27年7月15日に経済産業大臣から経営発達支援計画の認定を受け、創業計画、経営革新計画など各種の経営計画の作成支援及び計画実現に向け、「三方よし」「三人寄れば文殊の知恵」「石の上にも三年」を行動指針として、小規模事業者に寄り添い伴走型支援を実施しています。

この「三重県版経営向上計画」のメリットの一つとして、ステップ3の認定を受けた場合は、「三重県版経営向上計画のための県単融資制度（みえ経営向上支援資金）」の融資対象となります。しかしながら、津市における保証料補給の制度には該当しないところです。

また、当会議所においては、三重県版経営向上計画の認定を受け、計画の実行段階で運転資金及び設備資金が必要となった場合は、金利の低い日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（以下「マル経資金」という。）や、津市からの保証料補給がなされる県単融資の小規模事業資金の方を活用するため、みえ経営向上支援資金の融資の申込みに至ったケースは、これまで2件にとどまっています。

この2件の案件も、マル経資金及び小規模事業資金の両方における融資限度額まで借りていたため、みえ経営向上支援資金の融資の申込みに至ったものです。

一方、創業予定者については、信用力が弱く資金調達に大変苦労し、公的な融資制度に頼らざるを得ないのが実情となっております。

このため、創業予定者に対しては、津市の策定した創業支援事業計画に基づき、創業サポーターソケット津（津市、津商工会議所、津北商工会、津市商工会、日本政策金融公庫津支店、三重県信用保証協会）において、創業予定者の創業計画書の作成及び創業資金の相談並びに開業時に必要となる諸手続等について、支援等を行っております。

特に、創業予定者から相談の多い創業時の資金については、津商工会議所において日本政策金融公庫の「中小企業経営力強化資金」や、県単の「創業・再挑戦アシスト資金」等を斡旋してきております。

しかし、現状では、「創業・再挑戦アシスト資金」については、日本政策金融公庫の「中小企業経営力強化資金」に比べ金利は低いものの、保証料が必要となるため利用し難い制度となっております。

これらのことから、小規模事業者及び創業予定者への融資に係る「みえ経営向上支援資金」及び「創業・再挑戦アシスト資金」についても、小規模事業資金と同様に保証料補給の対象としていただくよう要望します。

※1 「みえ経営向上支援資金」

資金使途	設備資金 運転資金
融資限度額	1, 500万円
融資利率	1. 40%
保証率	0. 45～1. 50%
期間	10年以内
担保・保証人	担保は、保証協会又は取扱い金融機関の定めによる。 原則第三者保証人不要
融資対象	三重県版経営向上計画「ステップ3」の知事の認定を受けた中小企業者

※2 「創業・再挑戦アシスト資金」

資金使途	設備資金 運転資金
融資限度額	1, 000万円
融資利率	1. 35% (津商工会議所が斡旋した場合の利率)
保証率	0. 60%
期間	10年以内
担保・保証人	担保不要。法人の代表者を除き保証人不要。
融資対象	創業扱いまたは再挑戦の要件に該当するほか、商工会又は商工会議所の創業支援を受け、本資金と合わせて日本政策金融公庫の新規開業向け融資を借り入れる者

2 入札制度の見直しについて (新規)

- (1) 現在の入札制度は、市町村合併時に制定されて以来、基本的に制度の改正はなく今日に至っており、情勢の変化などから実情に即していないのが現状です。
このため、経営規模等の評点を基に、保有技術者の能力、工事成績、機動力、地域貢献度等をも勘案した上での業者ランクの設定と、官側（津市）主体での公平で一体感のある入札制度の導入・改革をされるようお願いします。
- (2) いわゆる、担い手三法を受けた取組が適正かつ的確に行われるよう要望する中で、企業の持っている技術や技術者の技術力、技能の維持・向上を図り、より良い工事内容とするため、総合評価方式を段階的に拡大して頂きますようお願いします。
- (3) 公共建築物等の保守管理業務委託の入札には、市外・県外業者も参加する過当競争となっています。しかしながら、公共建築物等に不具合が生じた場合に、市外・県外業者にあっては早急に現地へ直行することができないのが現状であることなどから、市内業者を優先とした業者選定の対応をお願いします。
- (4) 津市の各出先機関や各所管課から発注される業務委託については、最低制限価格が未設定であり、落札金額も年々下がっている状況です。各出先機関や各所管課からの発注についても、最低制限価格の設定をお願いします。

3 実勢価格の単価への反映について（新規）

建設資材や人件費の高騰により工事原価が上昇している昨今、実勢価格の設定単価を速やかにかつ的確に織り込めるよう御配慮をお願いします。

4 市内商工業者への優先発注について（継続）

卸売業は、在庫調整機能、物流機能、情報集約機能、金融機能、危険負担機能などを有することから、地方都市にとっては、無くてはならない役割を果たしていることは御案内のとおりです。この卸売の仕組みが失われれば社会全体のコストは増大し、商工業者は、もちろんのこと、最終的には消費者にとっても不利益につながります。

つきましては、卸売業はもとより、市内における商工業の活性化を図る趣旨から、市内商工業者への優先発注を、改めて各課へ周知徹底された上、今後も引き続きよろしく取扱いの程、お願いいたします。

II 人材の確保と雇用対策の充実

高校生等の地元中小企業者・小規模事業者への就職支援について（新規）

当会議所では、地元高校生を対象とした「インターンシップ事業」（平成28年度参加学生数162名・受入企業数40社）や、三重県教育委員会等との共催による「企業と高校の就職・採用に関する情報交換会」（平成28年度参加企業数50社・参加高校数33校）の開催、三重短期大学が実施するインターンシップ事業への協力などの就職支援活動を行っていますが、雇用情勢が改善してきているとは言いましても、地元中小企業者・小規模企業者が募集を行っても、まだまだ雇用に結びつかないのが現状です。

つきましては、地元の学生において地元の中小企業者・小規模事業者への就職の希望を増加させるような、例えば津版の企業と高校生の就職・採用に関する情報交換会の開催等の実施について、検討されるようお願いいたします。

III 中心市街地活性化の推進

1 中心市街地活性化基本計画の作成について（新規）

中心市街地の活性化については、平成10年に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（旧中心市街地活性化法）が、いわゆる「まちづくり3法」の一つとして施行されたことから、津市においては、中心市街地活性化基本計画を作成し、平成12年に国の認定を受け中心市街地活性化に取り組んでいただきました。

また、津商工会議所は、平成12年3月に津市、津商工会議所、市内商店街振興組合等の出資により設立された、株式会社まちづくり津夢時風の事務局を担うなど、津市、TMO機関等と連携しながら事業に取り組んでいます。

一方、平成18年には法改正が行われ、「中心市街地の活性化に関する法律」（改正中心市街地活性化法）が施行されるなか、上記計画が平成23年に計画期間が終了したことから、現在津市の中心市街地活性化基本計画は存在しない状況となっています。

つきましては、中心市街地により多くの人が集い、快適な生活を営む場として賑わいのある、新しい時代の津市の中心市街地を形成するための具体的方策や事業の方向性を示すため、新たな中心市街地活性化基本計画について、策定されるようお願いいたします。

2 津なぎさまちの活用について（新規）

津市においては、津市総合計画後期基本計画（平成25年度から平成29年度まで）において「交流拠点である津なぎさまち周辺から都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津インターチェンジ周辺にかけては、新たな交流と活力を創出するため県都にふさわしい新たな機能を導入するとともに、都市機能の整備を促進する」と示され、新都心軸の形成に向けて取り組んでおられます。また、中心部の津センターパレスには保育園や老人福祉センター、公民館などの設置により利便性が向上されてきております。さらに付近には岡三証券、三交不動産、百五銀行などの新たなビルが建設され、新たな人の往来が出てきています。

しかしながら、世界（セントレア）への海の玄関口であります「津なぎさまち」には、1日当たり約800名（年間276,000人）の乗降客がありながら、津市の特産品の販売施設や観光資源等の情報発信に係る施設はなく、コンビニエンスストアすらない寂しい状況です。

つきましては、津市の特産品や日用品などを対象とした販売所や情報発信施設の設置はもとより、若者や高齢者、子ども達など市内外から集まる多くの方々や、さらにはインバウンド観光等を視野に、津の海や観光資源等を活かしたイベントの開催など、海の玄関口にふさわしい施設整備や事業推進に取り組まれるようお願いいたします。

IV 次世代育成、女性の社会進出促進の支援

次世代育成、女性の社会進出促進のための支援について（新規）

少子高齢化が進む中で、企業は、育児又は介護を行う従業員の雇用継続及び再就職の促進を図り、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援することが求められています。また、若者や女性の活躍を推進するために「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」が定められています。

津市においても、待機児童ゼロや中学生までの医療費の無料化など子育てしやすい環境づくり等に取り組まれておりますが、今後もワークライフバランスの普及、保育所・こども園や放課後児童クラブの充実、企業に対する津市独自の給付金等の創設など、企業が女性の働きやすい環境づくりを促進するための支援をお願いいたします。

V 防災対策

土地利用及び災害対応等について（新規）

津市民にとりましては、近いうちに予想される、東南海地震が危惧されている現在、地震・津波の現実性に大きな不安と危機感を抱いています。

津市地域に係る津市沿岸地域標高マップ、洪水ハザードマップ等が発表されて以来、水没が懸念されている国道23号以東の市街地の土地需要は減少しており、土地需要（活用）者は安心を求め国道23号以西に土地を求めるところですが、現在の市街化区域では当該物件も少なく、土地の確保に苦慮しています。

つきましては、次の提案を致しますので御検討をお願いいたします。

（1）市街化区域の土地利用の緩和について

市街化区域の幹線道路・都市計画道路等の沿線においては、土地の用途・種類を流動的に運用できるよう緩和していただき、そうすることにより、限られた土地の中での選択肢

も増え有効活用ができ、地域の活性化にも繋がるものと考えます。

つきましては、市街化区域における土地利用（用途・種類）の緩和をお願いします。

(2) 市街化区域の隣接地（市街化調整区域）の区域区分の見直し・変更について

市街化区域内はすでにライフラインが構築されており、その隣接地（市街化調整区域）での土地造成は工事期間が短縮でき、かつ、原価も削減できます。このため、短期間・安価での土地の供給が可能となり、ひいては人口流出の防止にも繋がります。

つきましては、市街化区域の隣接地（市街化調整区域）の市街化区域への編入等（区域区分の見直し・変更）をお願いします。

(3) 最新の津波、洪水ハザードマップの情報提供について

平成19年度に洪水ハザードマップが発表されて以来、流域保全施設の整備事業は進捗し、浸水域は順次改善されつつあるものと存じます。また、津波に対しても海岸保全施設の整備事業は、進んでいるものと思われまます。

つきましては、最新の津波、洪水ハザードマップの情報が公表されれば、津市民は、浸水域が順次改善されたことを知り、安心して暮らすことができ、その地域の活性化にも繋がるものと思われまます。これらの施設に係る整備進捗状況等を踏まえた年次での早急なる情報提供をお願いします。

(4) 海岸・河川施設の工事計画及び進捗状況について

津市及び三重県の管理する海岸や河川における大規模災害に対応する工事計画及び進捗状況について、お教え願います。

VI 津への誘客推進

1 津市の情報発信の充実及び誘客への取組について（新規）

当会議所は、平成28年5月26日・27日に開催された伊勢志摩サミットを契機に、外国人旅行者にも津市内の観光スポットを紹介するため「津市内観光スポットマップ英語版」を作成するなどインバウンド観光の推進に取り組んでいます。津市は、陸上はもとより海上交通も充実しており、観光資源も豊富で、海産物や牛肉など自然の恵みも楽しめる地域であります。「津なぎさまち」の活用促進及び地域の情報発信機能を充実させるため、Wi-Fi等の設置を促進する補助金制度の創設を積極的に行っていただくようお願いします。

また、平成29年10月にオープン予定の「サオリーナ」や、「メッセウイングみえ」等津市内の施設を活用した国際会議、学会、展示会などの誘致活動も併せて行い、国内、海外からの観光客の誘客について取り組んでいただくようお願いします。

2 県都津市に相応しいスポーツ施設の整備について（継続）

現在、メッセウイング・みえにおいて屋内総合スポーツ施設（津市産業・スポーツセンター）の建設を頂いておりますが、海浜公園内陸上競技場の公認施設への変更や、津市民プールのテニスコートへの変更等、既存のスポーツ施設の改修等についても、早期に行い、県都津市に相応しいスポーツ施設の整備を図られるよう切望します。

3 県都に相応しい津インターチェンジ周辺の機能の充実・強化について（継続）

津市においては、平成29年10月には津インターチェンジ付近に津市産業・スポーツセンターが竣工し、スポーツ施設としての機能と、産業展示としての機能等を併せ持つ施設が誕生することとなり、スポーツの振興及びMICEの誘致・開催など産業の振興や地域経済の発展が一層図られ、新たな賑わいの創出が大いに期待できるところです。

また、津なぎさまち周辺から都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津インターチェンジ周辺にかけては、新都心軸としての整備促進が計画されています。

つきましては、津インターチェンジ周辺地区については、県都・津市の活性化を牽引するための重要ポイントとして、また津市の求心力を高めるための新たな産業やスポーツ等に係る交流拠点として位置づけ、県内外からの広域にわたった陸の玄関口にふさわしい機能を創出し、さらには、津なぎさまちとも連動した国際的な交流の推進を図る拠点として展開いただくようお願いします。

Ⅶ 定住人口の増加への取組

1 道路整備等による交通渋滞緩和策について（継続）

国道23号や中勢バイパスと市街地を連携する幹線道路の東西方向の連携強化と、市内各所の渋滞緩和及び道路拡幅計画の推進など、必要な整備促進と機能維持について要望いたします。

(1) 近鉄江戸橋駅からの旧伊勢別街道の拡幅工事につきましては、用地買収が完了した箇所について整備いただいておりますが、引き続き早期完工に向けて推進いただきますようお願いいたします。

(2) 津駅北側の道路(アトレ青山東付近の近鉄高架下及びJR大谷踏切)の幅員拡張につきましては、平成30年度着工に向けて事業着手いただいておりますが、早期完工出来るようお願いいたします。

また、都市計画道路 下部田垂水線 国道23号から県道津関線までの区間につきましても、早期事業化いただきますようお願いいたします。

(3) 垂水交差点は、国道23号と県道上浜高茶屋久居線とが斜めに交わる四差路交差点で、車両だけでなく、歩行者や自転車の交通量も大変多い交差点です。

また、深夜と早朝にはトラックの交通量も多く、朝夕の通勤時間帯や休日には渋滞が見られることから、道路の立体交差化など抜本的に改善いただきますよう、引き続きお願いします。

2 信号機（調整）や標識等設置による交通安全対策について（継続）

市内主要道路等交差点での信号機設置（調整）及び右折レーンの設置並びに標識等の設置による交通渋滞の改善と交通安全対策の推進について要望します。

(1) 県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置について

主要地方道津・芸濃・大山田線の東古河交差点は、津インターチェンジ方面から東進してきた場合、後続車との接触の危険性と渋滞が発生することから、右折レーンと右折矢印信号機の設置について、関係機関へ要望いただいておりますが、早期事業化いただきますよう引き続きお願いします。



(2) 国道23号の大学病院交差点の信号機時間調整及び左折信号機の設置や、横断歩道の位置変更などの安全対策と交通渋滞の緩和について

大学病院交差点は、国道23号を白塚方面から南進し、国道23号から大学病院へ左折する場合、横断歩道に大学病院や三重大学生の歩行者が多く、なかなか進入できない状況です。

そのため、左折車が進まず後続車も渋滞します。信号機の時間調整・大学病院への働きかけなど行っていただいておりますが、国道23号の大学病院交差点の待機時間調整及び左折信号機の設置や、横断歩道の位置変更などの安全対策と交通渋滞の緩和について、関係機関と引き続き検討いただきますよう要望します。



(3) 市内各所白線等の道路標示の修繕について

市内道路や交差点の白線、黄色線、ゼブラゾーンなど道路標示が摩耗により薄くなっている箇所や横断歩道、一時停止線など交通安全を確保する箇所の区画線については、随時修繕いただいておりますが、危険な箇所から優先的に工事いただきますよう引き続き要望します。

3 津駅東口ロータリー及び西口ロータリーの整備について（継続）

津駅東口ロータリーの南側は、タクシー乗降場、コインパーキング、さらに一般送迎車の乗降場所となっています。

また、津駅西口ロータリーについては、バス、タクシー、一般送迎車などのすべての車輛が進入し、特に朝夕は高校生の通学や駅への送迎車など非常に混雑しています。

さらに津駅西口から津駅西交差点の間にバス停があるため、バスの発着時には片側通行となり渋滞します。

津市におかれましては、過去の土地区画整理事業で完了されているという認識ですが、一般送迎車乗降場所の路面表示やタクシー、バス乗場などの乗降場所、コインパーキングの設置場所ロータリーへの進入路（一方通行）など、交通安全面からオープンな議論で検討、研究できる場の設置とともに、抜本的な改善をお願いいたします。

4 市営駐車場の駐車料金の維持について（継続）

お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場などの市営駐車場は、平成26年4月消費税増税による駐車料金の改正はなく据置いただいておりますが、今後も利用者の利便性と稼働率向上のため現状維持いただきますようお願いいたします。

5 市内鉄道駅の踏切遮断時間の改善について（継続）

毎年、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、要望活動を行っていただいておりますが、交通渋滞解消のためJR東海高茶屋駅、阿漕駅及び一身田駅等の駅前後の踏切信号機システムについては、列車種別による踏切制御など踏切システム（遮断機）の高度化について引き続き要望いただきますようお願いいたします。

特に、阿漕駅南側踏切は、津、久居の中心街を貫く幹線道路であり、朝夕の通勤時間帯など国道23号大倉交差点付近から青谷付近まで上下線とも渋滞することから早急に改善いただきますようお願いいたします。

6 環境対策等の推進による次世代自動車等のインフラ整備について（継続）

平成28年4月24日開駅した「道の駅津かわげ」に電気自動車急速充電施設1基整備いただきましたが、国の日本再興戦略改訂2014では、次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることを目指しています。普及促進には電気自動車や燃料電池自動車の導入促進とともに、電気自動車充電スタンドや水素ステーションの先行整備が必要であるとしていることから、引き続きインフラ整備に取り組んでいただくよう要望します。

7 自転車利用者の利便性、安全性の向上について（継続）

津市産業・スポーツセンターへの進入路につきましては、両側5mの自転車歩行者道を設置されておりますが、進入路までの主要導入路である県道42号津芸濃大山田線は交通量が多く、さらに平成33年には三重県で国民体育大会の開催も計画されているという観点からも、高校生をはじめとする自転車利用者も増大し、同センターへ通う青少年の自転車が車道を走行することは非常に危険が伴います。

県道沿い（芸濃方面のみ）には車道と分離された自転車歩行者道が一応設置されておりますが、歩行者対自転車の事故のリスクを回避するためには、自転車専用レーンの分離設置等通行環境の整備が必要であります。

三重県では、危険防止のため転落防止柵の設置や舗装の打換え工事が予定されているとのことですが、自転車同士の事故を防ぐためには、未整備の津方面側道にも芸濃方面同様に拡充、整備されることが望ましいと考えます。

一方、三重大学周辺～岩田橋までの国道23号の自転車歩行者道については、一部自転車通行位置の明示がされているものの、自転車のための通行環境が整っていない個所も多くあります。

三重大学生をはじめとする、地域活性化の担い手である若者などが自転車を利用して中心市街地に来やすくするためにも自転車通行空間の設計、路面、段差整備をはじめとする安全・安心な自転車通行環境の整備が必要であると考えます。

津市総合計画後期基本計画第2章1-4「生活基盤の整備」第3項「生活道路の整備」には、安全・安心な道路等の確保として、「ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進」と記述されています。

そこで、警察庁、国土交通省が平成24年11月に策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を参考にさせていただき共に津地域の自転車ネットワークの策定について、早急に整備推進いただきますようお願いいたします。

特に、県道42号津芸濃大山田線及び国道23号については、喫緊の課題として自転車ネットワークの策定に先行して取り組んでいただき、さらに他機関との連携を図り、自転車利用者へのルール周知、ルール徹底を強化していただきたく要望いたします。

8 津市都市計画の抜本的見直しについて（新規）

現在の津市都市計画は、平成初期の我が国の人口増大時期に計画策定されたもので、当時は将来も同じような人口動態で移行することを前提にしているとともに、併せて農業などの優良な耕作地の確保を目的として、地方中核都市のあるべき姿を検索して、住・農・工を棲み分けして区分したものです。

しかしながら、平成28年3月に津市が策定された「津市まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略」にも記述されているように、津市の総人口は、日本全体の傾向と同様に、減少の一途をたどっている実情に直面しています。

平成17年のピーク時期には288,538人いた人口は、平成47年には、確実に242,532人に減少するものと推測されています。この人口減は、マイナス約46,000人であり、この数字は、合併前の久居市の総人口を上回るものです。つまり、30年経てば、津市から久居市全人口相当数が消滅する将来を意味しています。

言うまでもなく、人口減の影響は甚大であり、消費市場の減少、商店街の衰退、医療介護等の社会保障制度の崩壊、生活水準の低下、地域コミュニティの崩壊、活気無き地域社会の固定化に連鎖するものです。

つきましては、現在人口の定住化、流入人口及び交流人口の増大化を図る方策の一環として次のとおり、津市における都市計画上の環境の整備、見直しを要望します。

(1) 用途地域の大幅見直しについて

現在12用途に細区分されている用途地域を全面的に見直し、住居系用途は第一種住居地域に1本化して、用途、建蔽率、容積率など緩和していただくようお願いします。

工業系は、工業専用地域及び工業地域のみ残し、実情住宅地域と大差ない状態にある準工業地域の廃止するようお願いします。

(2) 市街化区域の大幅伸長について

東北や熊本の大地震等を見聞し、来るべき東南海大地震の来襲に畏怖している人々は、浸水し、津波に没するとされている国道23号以東の低地たる旧市街地においては、建築や増改築を控える傾向にあります。また、平成35年と予定されている津阿漕海岸沿いの新堤防が完成されるまでに東南海大地震災害による津波が発生すれば、間違いなく家屋等が冠水する恐れがあります。このため、人々は、できる限り居住を避け、当地域に新たに宅地を求める人は極端に減少し、地価は暴落しているのが実情であります。ところが、現行市街化区域は、市街化が進捗し、新たなる住宅開発可能空間はほとんどありません。そこで、比較的安全な場所に安い宅地を供給し、建築を促進することにより、人々が定住し、賑わいを取り戻すよう、丘陵地域等を新たに市街化区域に指定していただくようお願いします。

(3) 実現性の希薄な都市計画道路の廃止について

実現性が希薄であるにもかかわらず、旧態依然として都市計画上に存在している都市計画道路（一例：津海岸御殿場線）について、その計画道路に係る土地は、建築上不利な条件が付され、開発について、諸制限がかかり、市民に著しい不利益となっている。これらを精査し、廃止していただくようお願いします。

9 津市出前講師バンクの設立による津市出前講座の開設について(新規)

津市は、風光明媚な市であるとともに、文化の薫り高い都市です。地域市民活動の拠点となる公民館は53か所あり、また自治会数も1,021自治会（平成28.11.2現在）にのぼっています。

これらの拠点や自治組織を通じて、更なる文化教養の質を充実させるため、選考基準を定めた上で、津市役所内に国家資格有資格者の人材バンクを設置し、市民や企業、団体等からの要請に応じて年金・相続・遺言・信託・税務・不動産・健康等の「無料津市出前講座」の開設をお願いします。